

# 米沢市未来を拓く農業支援事業

## 1 事業の趣旨

本市の農業を活性化し、将来に向けて安全で安心な農林畜産物及びその加工品の生産・流通・供給体制の確立と意欲ある農業者の確保・育成を図るため、農業者等が行う積極的な取組を支援します。

## 2 事業対象者

- ① 農林業者で組織する団体
- ② 認定農業者
- ③ 本市に住所を有する創業者（※創業者＝今年度新規で事業を始める方）
- ④ 本市に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者
- ⑤ 農業後継者（概ね 45 歳以下）
- ⑥ 認定新規就農者（予定者を含む）

## 3 対象事業の内容等

| 事業名                 | 対象事業の内容                                                                                              | 補助対象となる<br>経費の例                                  | 事業費     | 補助率(上限)等           |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------|--------------------|
| 新規作物等導入事業           | ○新規性の高い農林畜産物の栽培等<br>※「新規性の高い」とは米沢市内においてほとんど栽培されていない品種の農産物を栽培する場合をいいます。<br>○新たな栽培方法等の導入               | 種苗費、資材費、P R 費等                                   | 20 万円以上 | 1/2<br>(上限 100 万円) |
| 新商品開発事業             | ○農林畜産物を使った新商品の開発<br>※新商品とは、米沢市において類似する商品が製造・販売されていない商品をいいます。<br>※商品の試作、市場調査等、初期段階に関する経費のみが補助対象となります。 | 原材料費、加工費、包装費、P R 費、展示会参加費等                       |         |                    |
| 販売促進・販路拡大事業         | ○農林畜産物及びその加工品の新たな販売促進等                                                                               | チラシ・ホームページ・特注のパッケージ等の販促ツールの作成費、加工費、販売作業に必要な資機材費等 |         |                    |
| 認定新規就農者・農業後継者経営支援事業 | ○認定新規就農者または後継者が自ら主体となって行う作物の栽培や新たな栽培方法等の導入                                                           | 種苗費、資材費、P R 費、パイプハウス新規設置費、軽微な機械・設備の整備費等          |         |                    |
| 先端技術活用支援事業          | ○農作業の省力化又は効率化することを目的とした、IoT や ICT を利用した機械等の導入                                                        | ドローンやアシストスーツ購入費（附属品含む。）、営農管理システム導入費等             | 10 万円以上 | 1/2<br>(上限 50 万円)  |

裏面に続く

## 4 主な留意事項（※詳しくは担当へ御相談ください。）

- ◆合計20万円以上の経費（事業費）を要する事業が補助対象です。ただし、先端技術活用支援事業においては、合計10万円以上の経費（事業費）を要する事業が補助対象となります。
- ◆原則として事業着手（種苗・資機材等の購入や発注・納品など）は交付決定後になります。ただし、交付申請時に交付決定前着手届を提出することで、交付申請後すぐに事業着手することが可能です。
- ◆原則としてトラクターやコンバイン、作業小屋など、機械・施設等取得等のハード事業は補助対象外となります。ただし、認定新規就農者・農業後継者におけるパイプハウス新規設置や軽微な機械・設備の整備、6次産業化や先端技術に関する軽微な機械・設備の整備事業については補助対象となります。

## 5 手続きの流れ

（１）事前相談



（２）申請書類提出

《必要書類》

①事業計画書（紙ベース又はメールでお渡しします。） ②見積書 ③カタログ、図面等



（３）関係機関による審査会

※農業振興課職員が説明しますので、事業主体の出席は不要です。



（４）採択・不採択の通知



（５）交付申請～交付決定 ※（５）以降は採択の場合のみ

※交付申請～交付決定までは約2週間の期間を要します。



（６）事業実施



（７）実績報告（事業完了後から20日以内または翌年度の4月5日までに提出）

※事業を実施したことの証拠となる領収書や写真等が必要となります。詳細は別途御案内します。

## 6 その他

事前相談及び事業申請後、事業着手が可能となるまでに約1ヵ月要することもあることから、時間に余裕をもってお早めに申請くださいますようお願いいたします。

【担当】 米沢市産業部農業振興課農業振興担当

[TEL:0238-22-5111](tel:0238-22-5111) (内線 4307)

Mail:[nousei-t@city.yonezawa.yamagata.jp](mailto:nousei-t@city.yonezawa.yamagata.jp)